

令和元年

## 第 7 回 大 磯 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

日 時 令和元年7月25日 午後1時30分から  
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1 番	西 方 敬	9 番	竹 内 浩
2 番	柳 田 三千夫	10 番	近 藤 剛 司
3 番	二 宮 賢 一	11 番	鈴 木 洋 有
5 番	野 崎 健 一	12 番	石 井 雅 浩
6 番	今 井 正	13 番	安 池 雅 美
7 番	福 島 啓	15 番	青 木 貞 治
8 番	吉 川 京 男	16 番	戸 塚 昭 雄

### 2 欠席委員

なし

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

### 5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人  
書 記 柏木 しのぶ

### 6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第21号 農用地利用集積計画書の決定について  
議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用  
配分計画案について  
議案第23号 農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について  
報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和元年第7回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、10番近藤剛司委員と12番石井雅浩委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第20号1番につきましては、議案書の1ページを、場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第20号1番を朗読・説明》

書記 議案第20号1番につきましては、町外の非農家2名が共有する農地を町内の親族の農家に譲渡することで、耕作放棄地となっている当該農地の管理をしやすいものです。

なお、7月11日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第20号1番につきましては現地調査をお願いした、柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第20号1番の農地について、7月11日に西方会長職務代理者と私及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は樹木が生えて耕作放棄地となっているため農地に再生することは困難であると考えられます。しかし、地元の農家が引き継ぐことで今後の管理が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地を引き継ぐことで今後の管理が図られるとのことです。

ただ今の議案第20号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 将来、山林化した農地を元どおりにすることは可能なのか。

書記 周囲も山林化して接道もないため、広域的な整備をしないと困難と考えられます。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第20号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第20号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に議案第21号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

なお、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」も同様の案件ですので合わせて審議いたします。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第21号1番につきましては、議案書2ページと3ページをご覧ください。大磯町長より令和元年7月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案第22号1番につきましては、議案書の4ページと5ページをご覧ください。大磯町長より令和元年7月8日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

なお、場所につきましては総会資料の2ページの一枚にまとめています。

事務局 《議案第21号1番と議案22号1番を朗読》

書記 議案第21号1番につきましては、現在、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が当該農地を借り受ける利用権設定の再設定になります。

また、議案第22号1番につきましては、公社が借り受けた農地を現在の借り手に再び提供するものです。

なお、7月10日に西方会長職務代理者、虫窪地区担当の二宮委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第21号1番及び議題第22号1番につきましては現地

調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第21号1番及び第22号1番の農地について、7月10日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を中間管理事業により継続的に借り手に貸すことで、地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により地域の農業振興が図られるとのことでした。

では、議案第21号1番について、これより質疑に入ります。合わせて議案第22号1番の農用地利用配分計画に意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、議案第21号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第21号1番は原案とおりに決定いたしました。

合わせて農用地利用配分計画に出された意見はまとめて大磯町長に報告します。

議長 それでは、次に議案第23号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第23号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」は、大磯町長より令和元年7月11日付けで意見を求められています。内容につきましては、議案書の6ページと7ページをご覧ください。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局

《議案第23号を朗読》

書記 なお、こちらの内容につきましては、産業観光課の担当職員から説明があります。

議長 わかりました。担当職員を入室させてください。

《白川主事補入室》

白川主事補 産業観光課の白川です。今回の農業振興地域整備計画随時見直しについて説明させていただきます。

平成30年11月に開催された第12回農業委員会総会で谷河副課長より5年毎の定期的な見直しである「大磯農業振興地域整備計画策定案」について説明があったと思いますが、今回は随時の見直しということで、個別の農振除外の事案について農業振興地域整備計画の見直しが必要な場合、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農業委員会に意見を求めるものです。

当該地は昭和13年に畑から宅地に変更され、昭和46年に大磯町で初めて農業振興地域整備計画を策定した時に、本来は住宅部分を除いて策定しなければならなかったところ、錯誤というか経緯は不明ですが農業振興地域の一部にみなしてしまっていたことが地権者からの指摘で判明しました。そこで、昭和46年以前の航空写真などを町が入手して調べましたところ住宅が建っていたことが判明しましたので、除外することが妥当と判断し、除外する方向で進めたいと考えています。説明については以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農業振興地域整備計画の随時見直しとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、農業振興地域整備計画随時見直しについて出されました意見を取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

なお、議案ではありませんが、今回はこの場を借りて改正された「人・農地プラン」についての説明があるそうなので引き続き説明をお願いします。

白川主事補 今回、「人・農地プラン」についてのご相談、ご提案させていただきたいことがあります。

「人・農地プラン」とは、その地域の農地を担い手に集積して地域の農業を振興させていくための国の制度です。今回、大磯町内の方から一部の地域において、新たに「人・農地プラン」を作りたいとの提案がありました。そもそも「人・農地プラン」はどのようなエリアで行うかは国からの具体的な指示はありません。大磯町全体で「人・農地プラン」を作ることも問題ないですし、町内の大字単位に「人・農地プラン」を組むこともできます。例えば、西小磯地区の農業を今後どう振興させていくかということを考えるプランを作ることは全く問題がない制度となっています。今回、大磯町内の一部の方から、小田原厚木道路沿いの生沢の一部地域に関して「人・農地プラン」を作ってほしいとの提案をいただきました。産業観光課と農業委員会事務局で検討させていただきまして、そもそも「人・農地プラン」とはどのくらいの大きさで作っていくのかかなり不透明なところがありますが、国としては将来、大磯町全体を、最終的には「人・農地プラン」に位置づけてもらうとの要請があると謳っていますので、生沢の中でも分断された一部の地域で「人・農地プ

ラン」を作っていくと、今後、町内にいくつのプランを作っていかなければならないのか、十も百も増えてしまうとの話がありました。更に小田原厚木道路沿いの生沢の一部地域に隣接している虫窪地域は、現状で認定農業者が3名いらっしゃる地域で、大規模に果樹農園をしている農家さんも複数名いらっしゃいますので、新たに担い手となっただけの農家が複数いらっしゃいますので、そういった方達を含めて農地を集積することで、本来、国が考えている「人・農地プラン」に非常に近いものを作っていけるのではないかとということで、今回、虫窪地域と提案をいただいている生沢の一部地域をまとめた形で「人・農地プラン」をまず作ってみようと考えていますが、農業委員会から何かご意見があればアドバイス等でも結構ですのでいただければと、今回、お話しさせていただきました。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、「人・農地プラン」の実質化に向けて農業委員会がすべきことがあるとのこと。何か意見のある方は挙手をお願いします。

委員 地区の設定は非常に「人・農地プラン」の基本にかかわることです。将来は町内全部にしたいという話がありましたし、国の方は地区の設定は市町村に委ねているとのことですが、原則としてというワードが入っているが、集落の単位とはどのくらいの範囲なのか。

白川主事補 集落の定義は非常に難しいが、大磯町の面積から生沢地区をひとつの集落と見做してもいいのではないかと考えています。

委員 虫窪は一つの集落であって虫窪の中に小分けした小さい集落はないと。

白川主事補 あくまで「人・農地プラン」に対して集落という定義を用いて考えていないので、今、委員さんがおっしゃったように虫窪地区をひとつの集落と考えていますとか虫窪の中に複数の細かい集落があるないとか判断は町としてはしていません。

委員 なぜそこに拘るかといいますと、農地を貸す地主さん方が中間管理機構を通じて貸した場合に集積協力が金が支払われるのですが、地区の中の2割以上から、グレードあるのですが、地区が大きくなればなるほどパーセンテージがなかなか確保できなくなりますから、貸し手により有利に働くような形で町として考える。それは要件が定まっているわけですし、このお金というのは個人に行くわけではなく集落に行き、使い方も町と集落がどのように農業振興に使うかということを表示しながら使うという形になっているのです。国の補助金があつてどうということではなくて、積極的にそういう協力が得られるように使うこと自体が逆に言うと国の政策にもマッチするというふうに思われる。集落は大きければ大きいほど、大きい地区の設定にすれば、一反ごとの一筆ごとの利用をどうするかということも含めて時間がかかると思うのです。プランを作るのに時間がかかると思いません。バランスは当然ありますけれど、極力、地主さん方に、その地域に協力が金が確保でき

るようになっていただければと思います。

白川主事補 まず、先程からおっしゃっている集積協力金というのは機構集積協力金と言いまして、確かに国の制度として補助金を出しますという制度はございます。それが補助金を受けられる条件として「人・農地プラン」が実質化されている地域でないと補助金は出ませんよという話が出ていますが、国としてはその一方で補助金目当てに「人・農地プラン」を作るようなことはあってはならないとはっきりと言われてしまっています。それはどういったことかという、今おっしゃったように小さな地域で、例えば5筆から10筆しかない地域でプランを作りましたと、そこに担い手となる人がひとりしかいなくて、そのひとりに対して5筆を集積しました。これでプランによりそこが農業振興済みましたと言えるのかということなかなか難しいところであると思います。やはり、ある一定の規模で農地を集積させて、それを担い手に集めることによって、その担い手に関して振興にもなり、地域の振興にもなるというところで国の考えがあるということなので、確かにそのエリアの線引きというのは非常に難しくシビアなところですが、補助金を目当てに考えたエリア設定というのは町としてはちょっとやり辛いというのが正直なところでございます。

委員 だからバランス論というふうに申し上げたが、当然、5筆ほどしかないようなところを安易にプランにしようと話をしているわけではございません。全体的なバランスというのも当然ですし、一般の町民が見ても納得できるような観点の主張だと思いたすが、お金自体が個人個人に行くことではない。しかも、使途も町と協議しながら農業振興のために使うという要件が定まっているということ踏まえるならば、極力、地主さん方、中間管理に農地を出される方の状況も加味しながら考えてくださいというお願いです。

白川主事補 具体的にプランを作った地域の中で2割以上集積した場合に出せる協力金というのと、一個人としてもう農業を一切できないよという方もいらっしゃるかと思いますが、一個人に対してももう農業ができないからすべての農地を貸し出しても問題ないよ、農地を完全に手放すのではなく、あくまで全部の農地を貸してしまっても問題がないよという場合に対しても補助金が出るので、そういったところも柔軟に対応しながら活用してくれればいいのかと思います。その中で町としては大字単位くらいでプランを作っていくと思っています。

委員 「人・農地プラン」は地域の農業の振興と荒廃農地化を防ぐには必要なことだと思いますが、中間管理で作った野菜なりを売って収入を得なければいけない。販売をして利益を得ないとやり手がいなくなりますよね。だから、いかに農産物をどういうふうな形で採算に見合うような値段で販売できるかが勝負ですよ。そうしなかったらこのような事をやっても意味がない。お金にならなければやり手はいない。露地野菜を作っても金にならないから農業をしない。だから遊休農地が増えるのですよ。そこから収入を上げられれば、農地で生産したものを、販売したお金で飯が食えれば野菜を作りますよ。あと高齢化になれ

ばやりきれない。農地を集約化すれば農地が増えますが、今使っている機械で広い農地を管理できますか。そういうことのお金までかかりますよ。例えば、一町歩とか二町歩ということになると。それを何人でやるのか知らないが、こういうことも考えた上で計画を立ててください。われわれは農家をやっていますが、農業だけで飯を食っている人はどれだけいますか。農家だけの収入で。だから、それをまず考えなければ、収入が上がって飯が食えるような状態にしなければ、このような計画を立てても何もなりませんと考えます。

書記 おっしゃることはもっともですが、そのためにも町が単独で計画を決めるのではなく、地域の方たちと話し合いながら、担い手に農地を集約して効率的な農業により収入を上げていくことをみんなで考えることが「人・農地プラン」です。

白川主事補 「人・農地プラン」自体は農協も含んで考えていく必要があります。生産したものをどう売っていくか、大きな農業用機械が必要になってきた場合に購入をどうするかといったことを町がいくら考えても良い答えが浮かばないことが正直ありますので、販売面については農協の協力を得ながら「人・農地プラン」がうまく動けるような、実際に見合ったものを作っていくと考えています。

委員 学校給食に地元で採れた野菜を使うとか、そういうことも考えていく必要があると思います。

議長 厳しい意見が出ていますが、他にございませんか。

委員 農地の関係の法律が変わって厳しくなったため、私自身のことになりますが、農業をやって収入を得ているのか、農地を管理するために農家をやっているのか訳が分からなくなっている状態です。今までは、食うためにこの農地から収益を得て、少なくとも後の農地は目をつぶって、荒らしたくはないが荒らさざるを得ない。その中でしょうがないから集約してやっていかなければいけないと考えながら、自分の体調を考えながらやってきた。法律が変わったために耕作をしないで、その時間で農地を管理しないと税金が上がってしまうが、それでは食っていけないなというのが現状なのです。農業委員なのに自分の農地が荒れているのを見なければいけない、そのようにならないように少しずつ農地を管理している。そのような農家が少しずつ増えてきている。認定農業者だった農家も高齢化で農業が困難になってきている中で後継者もいないので、これからどうしてやっていくのかわからず、認定農業者を辞めてしまったという話も聞きます。今、農地の集積と聞いてよいことだなと思ったのですが、生沢地区の様に平地が多い所はいいのですが、虫窪地域は凹凸が激しいし、カラスやイノシシは多いし、斜面を耕そうとすれば落ちてしまうような場所が多くて、荒れた農地が虫窪のあちこちにあって、その畑に行くための道が崩れてしまっていてなくなってしまっている。でも、農地は管理しなければならぬから、機械も入らない畑まで農地法でやらなければいけない。現実には農地を集積して収益を上げている虫窪の農家は一件だけです。農業はもういいという農家もあれば、酪農を辞めてしまった農



家も何件かある。少ない農地でやっている農家もイノシシが出て被害にあったら、いくら儲けがあるのでろうと思います。

農業をやっても食っていけないと誰も農業をしなくなると他の委員が言っていました。私も親から農家の後を継いで判ったことは、農業だけでは食っていけないということです。大学を出ても農業だけで食っていけないので子には農業を継がせられない。農業だけで食っていかれるようになって初めて、子に農業を継がせることができるのかなと思います。収益を上げている農家は家族や親せきに手伝ってもらっているが、私の様にひとりで農家をやっている人は体力と相談しながらやるしかない。そういったことを町が把握してしっかりと考えてやっていけるのかなと思います。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、以上で担当課からの説明を終了いたします。

では、担当職員の退室をお願いします。

#### 《白川主事補退室》

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書8ページかの2件でございます。場所につきましては総会資料の4ページと5ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、7月9日に国府本郷地区担当の近藤委員、吉川正推進委員及び事務局で現地確認を行い、当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の近藤剛司委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（近藤） 10番近藤です。報告第1号1番の農地について、7月9日に吉川正推進委員と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。続いて報告第1号2番について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、7月10日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局で現地確認を行い、当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。報告第1号2番の農地について、7月10日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号2番を終わりにします。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書9ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号を朗読》

書記 報告第2号の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書10ページの5件でございます。場所につきましては総会資料の6ページから10ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号を朗読》

書記 報告第3号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和元年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時47分)